



お知らせ

記者発表資料	平成27年3月13日
配布日	

資料提供先：広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

『河川協力団体（太田川）』の指定について

～「河川協力団体」の指定証伝達式を行います～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川法に河川協力団体制度が創設されたことを受け、太田川水系と小瀬川水系の国が管理する河川管理区間（ダム湖含む）において、河川協力団体を募集しました。

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

このたび、申請のあった団体から、平成27年3月9日付けで1団体が指定されましたので下記のとおり指定証伝達式を行います。

なお、同上区間内ですでに指定を受けている団体は平成25年度指定の2団体で、本件により合計3団体が指定を受けていることとなります。

- 伝達式日時：平成27年3月19日（木） 9時30分～
- 伝達式開催場所：太田川河川事務所 3階 B・C会議室
- 指定団体：特定非営利活動法人 佐東地区まちづくり協議会
（活動を行う区間：太田川水系古川）



太田川
シンボルマーク

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所
電話 082-222-9248（管理第一課）



小瀬川
シンボルマーク

【担当】

副 所 長 江角 信良（えすみ のぶよし）
管理第一課長 丸下 淳一（まるした じゅんいち）

太田川水系と小瀬川水系の国が管理する区間（ダム湖含む）において指定されている河川協力団体は、以下の3団体です。

平成26年3月31日指定

(1) エコロジー研究会ひろしま

活動を行う河川の区間 太田川水系太田川（国管理区間全域）

(2) 特定非営利活動法人 上殿未来会議

活動を行う河川の区間 太田川水系太田川（安芸太田町内）

平成27年3月 9日指定

(3) 特定非営利活動法人 佐東地区まちづくり協議会

活動を行う河川の区間 太田川水系古川

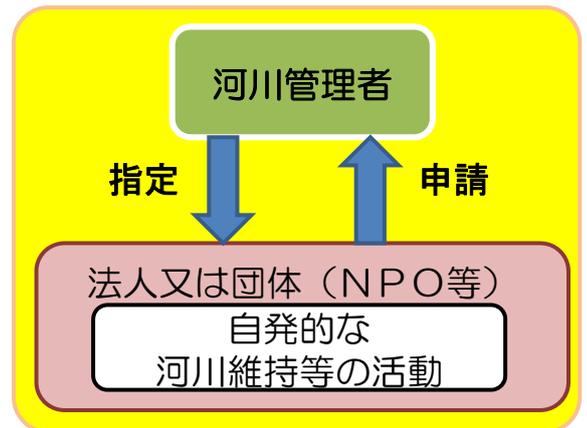
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8（河川協力団体の指定）
第58条の9（河川協力団体の業務）
第58条の10（監督等）
第58条の11（情報の提供等）
第58条の12（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の12 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良